

諮問庁：国立大学法人東北大学

諮問日：平成29年2月23日（平成29年（独個）諮問第9号）

答申日：平成29年5月25日（平成29年度（独個）答申第3号）

事件名：本人に係るハラスメント事案の申立書がハラスメント全学調査委員会に受理された具体的内容が分かる文書等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる文書1ないし文書5に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象保有個人情報を特定したことは妥当であるが、異議申立人が開示すべきとする部分のうち、別紙の3に掲げる部分を除く部分を開示すべきである。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、国立大学法人東北大学（以下「東北大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成27年3月27日付け総法文1240号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### (1) 異議申立書

本件では東北大学のハラスメント申立ての対応手続の実態に係る文書が開示請求されている。しかるに原処分の開示決定通知書（総法文1240号）に記載された内容は不合理かつ不正である。特に「特定した保有個人情報」欄と「不開示とした理由」欄は公正性・客観性を欠き、記述は矛盾している。決定書の現状では開示請求に係る「ハラスメント申立書」が恣意的に扱われ不公正な手続により処理されたことを示し不正（冤罪）を示唆する。法令や東北大学の運用システムとも不整合で大きな矛盾である。よって大学の信頼回復のために、再度文書を特定し開示することを求める。個人の名誉・権利の回復実現にも期待する。

記述の不適正、矛盾例を指摘すると；（添付資料1及び添付資料2の各対応部分を参照して欲しい。）

- ① 添付資料 1（開示決定通知書の別紙）の、請求 1 及び請求 4 に係る「不開示とした理由」欄には「申立書の形式を活用して提出」とあり、当該文書は申立書ではなく形式のみ借りたことが主張されている。しかるに当該文書は正式に「申立書」として扱われ、複数の委員会（懲戒委員会を含む）に送付されている（資料 2 の①）。大きな矛盾であり、文書特定・開示をやり直すことを求める。
- ② 添付資料 1 の、請求 1 及び請求 2 に係る「不開示とした理由」欄には「受理に関する審議の記録は無く」とあり受理するに当たって必須の記録が残されていない。しかるに当該文書は正式に「申立」として扱われ、実際に事情聴取等と言及されている（例として資料 2 の②）。記録がないのに受理したとでも主張するのか。上記①の「形式のみ借りた」との主張と矛盾しないか。文書特定・開示をやり直すことを求める。
- ③ 添付資料 1 の、請求 4 に係る「不開示とした理由」欄には「各回次の議事録は作成しておらず」とあるが、これは虚偽であろう。開催日時、場所、出席者と欠席者、議題は最低限記録すべきであるし、「申立書受理の可否」は最重要事項であり当然議事録に残さねばならない。そうでないなら恣意的な私的談話会に過ぎないし、冤罪の温床になりえる。委員の方はその程度の分別、責任、理性はお持ちのはずである。当該議事録等を再特定し開示することを求める。
- ④ 添付資料 1 の、請求 5 について特定された文書 5 に係る不開示理由の記述については、上記①ないし③に大きな矛盾があり不適正ないし不正が示唆されている。「公正かつ円滑な人事の確保」との事由は成立しない。当該議事メモを開示することこそ正義や公正性の実現である。
- ⑤ 添付資料 1 の、請求 6 に係る「懲戒委員会における審議の記録」に係る不開示理由（文書不存在）の記述がある。懲戒委員会は以上のような矛盾・不整合が存在するとは露知らず、また別途文書にある「総長の指示」を信用して“公正な文書”と勘違いしたのか。内規でも実態でも「総長の指示」は不実である。よって文書を再特定し、このような不合理（冤罪）の根源を正し、合法・迅速に文書を開示することを求める。

（本答申では添付資料は省略）

## （2）意見書

理由説明書（下記第 3）の「2 諮問理由説明」に「（1）異議申立ての理由」と「（2）諮問の理由」の項目があり、今回は主にこれらの部分について意見を述べる。審査に当たっては同書の「1 異議申立ての経緯」の記載が適正かを含め、これまで私が提出した文書及び諮問庁

から提供された関係文書や説明も参照し審査して欲しい。

「2 諮問理由説明」の「(2) 諮問の理由」で異議申立てに係る論点①ないし⑤に対して諮問庁側の立場から説明があるが、その記載は極めて不自然であり、提起された問題点に全くあるいは一部しか答えていない。しかも運用事実として虚偽ないし錯誤が多く含まれている。

①については「あくまで以前に提出済みの申立書の内容を補足するために、申立書の様式を活用して」などと説明があるが、これは虚偽である。このような重要な文書を杜撰な手続で処理し、その後の懲戒の根拠にすること自体、逸脱行為である。申立書作成者は記載人でなく別人であることが既に判明している。全体が冤罪と虚構に満ちている。

②についても受理手続がないとは不自然である。一方、奇妙なことに、小生側には様々な制約を課してかつ申立書を厳しく書き直しと再提出をさせている（相手方に特定組織の長を加えるよう補正を強要）。しかも相談室職員を介して電話で行い、誰の命令かも不明で審議記録もない（“内規を逸脱した私的措置”と推定）。よって「新規申立てでない」からメモ風の書面を正規の「申立書として受理」するなど論外であり、大学がすべきことではないし、決して許されない。冤罪意図の象徴である。

③も虚偽であり、文書隠蔽の意図に他ならない。

④も論点に回答していない。手続として杜撰かつ不合理。

⑤説明として矛盾。手続として不適正、杜撰かつ不合理。

現在特定国有地の売却で関係公文書の廃棄ないし不存在が国会等で問題になっている。更に国会では特定日報の存在が隠蔽されたことも問題になっている。

東北大学でも管理者からのハラスメント被害で特定組織担当者等に相談していた案件を組織的に隠蔽するため、被害者に対していやがらせをしハラスメント行為をねつ造し、同一事案が別途「調停の合意確認書」をもって全面解決したにもかかわらず、内規を逸脱し強引に懲戒処分を持ち込んだのが真相である。その冤罪の実態及び種々不自然な手続がこれらの文書からも読み取れる。

諮問庁の諮問の理由は根拠もなく、論理的にも破綻している。また説明も不十分では理由を満たしていない。よって本件審査においては全て私の主張を漏らさず認めるのが妥当と思慮する。

本件の審査結果等を公表するに当たっては個人情報保護に格別の配慮を依頼する。とくに本件の理由説明書はじめ開示対象物、本意見書には個人情報（個人名を含む）が多数含まれている。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 異議申立ての経緯

平成27年2月13日に、異議申立人から、本件請求保有個人情報の開示請求があった。

これに対し本学では、当時、相当数の開示請求を受付け処理中であったため、期限内に処理することが困難であったため、平成27年3月13日付けで保有個人情報開示決定延長通知書を送付し、開示決定期限を平成27年4月14日に延長した。

本件請求に係る保有個人情報については、探索の結果、全部を開示する決定、開示請求者以外の個人に関する情報である法14条2号及び審議、検討又は協議に関する情報である法14条4号並びに本学の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある法14条5号に該当する不開示情報が記載されているため法15条により部分開示する決定及び全部を不開示とする決定、また、該当する文書を作成しておらず、文書不存在として法18条2項により開示をしない旨の決定を平成27年3月27日付けで行った。

その後、平成27年4月14日付けの異議申立書が提出され、翌15日付けでこれを受理したものである。

## 2 諮問理由説明

### (1) 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、おおむね上記第2の2(1)のとおりである。

### (2) 諮問の理由

今回、異議申立てのあった請求は、本件異議申立人自身の懲戒処分に係る、ハラスメント事案の申立人であるX氏から提出された「特定日A付けX氏申立書」がハラスメント全学防止対策委員会（以下、本答申書本文では「防止対策委員会」という。）へ提出・受理、ハラスメント全学調査委員会（以下、本答申書本文では「調査委員会」という。）へ提出・受理（付託）及び懲戒委員会へ提出・受理（移送）された様子や具体的内容が分かる文書、並びに異議申立人が指摘する記載不備についてそれぞれの委員会等で指摘・審議された文書の保有個人情報についてであり、異議申立人は、この請求に対して本学が平成27年3月27日付けで通知した「保有個人情報の開示をする旨の決定について」の内容（原処分）が不合理かつ不正であり、「特定した保有個人情報」及び「不開示とした理由」欄の記述は公平性・客観性を欠き、矛盾があると異議を申立てているものである。

本請求の基となっている「特定日A付けX氏申立書」とは、X氏が特定日A以前に異議申立人を相手方とした「ハラスメント申立書」を提出しているが、その提出日以降の実情を確認するために、調査委員会がX氏に任意様式での作成を求め提出された文書である。

本件請求を踏まえ、改めて保有個人情報の記録された文書について探索を行ったが、該当するとされる文書の存在は確認されなかった。

なお、異議申立人の個別の主張については、以下のとおりである。

異議申立人は、異議申立て（上記第2の2（1））①及び②において、「特定日A付けX氏申立書」が形式のみ借りて提出されたものであるにもかかわらず正式に「申立書」として扱われていること、さらに正式に「申立書」として扱われているのに全学防止対策委員会に受理に関する記録がないことは矛盾していると主張している。しかしながら、「特定日A付けX氏申立書」はあくまで以前に提出済みの申立書の内容を補足するために、申立書の様式を活用して作成・提出されたものであり、様式にある項目全てを正確に記載したうえで提出されなければ受理できないといった意味合いのものではないことから、「特定日A付けX氏申立書」の取扱いに不備があると評価された事実はない。また、新規申立て事案ではないため、防止対策委員会で「特定日A付けX氏申立書」の受理に関する審議の記録はなく、該当する文書は保有していない。

異議申立て③については、調査委員会では、各回次の議事録を作成しておらず、他に該当する文書もなく、「特定日A付けX氏申立書」が受理された様子の分かる文書は保有していない。

異議申立て④は、異議申立て①～③の指摘のとおり「特定日A付けX氏申立書」には大きな矛盾があり不適正・不正が示唆されているため、懲戒委員会議事メモの不開示理由「公正かつ円滑な人事の確保」は成立しない、と申し立てているものであるが、異議申立て①～③のいずれについても本学の原決定は妥当であると考えられるため、矛盾は存在しない。不開示理由は、原決定のとおりであり、法14条2号後段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報、法14条4号に規定する審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある情報、及び法14条5号に規定する事務又は事業に関する情報であり、懲戒事案の審議に係る情報であり、開示することにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報に該当する。

また、異議申立て⑤についても、異議申立て①～④に対する本学の原決定に矛盾や不整合はないため、同様に該当する文書が不存在のため不開示とした。

以上の理由から、本学の決定は妥当なものと考え、平成27年3月27日付けの保有個人情報の部分開示決定処分は妥当なものであると考え、諮問するものである。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年2月23日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年3月13日 審議
- ④ 同月23日 異議申立人から意見書を收受
- ⑤ 同年4月17日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同年5月23日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を法14条2号、4号及び5号へに該当するとして不開示とする原処分を行った。

異議申立人は、本件対象保有個人情報の外にも開示請求の対象として特定すべき保有個人情報があるはずであり、全部不開示とされた文書5に記録された保有個人情報（以下「本件不開示部分」という。）は開示すべきであるとして、原処分の取消しを求めていると解されるところ、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件対象保有個人情報の特定の妥当性及び本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

##### 2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象保有個人情報の特定に係る判断について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 本件開示請求は、ハラスメント全学防止対策委員会（防止対策委員会）及び同委員会の下に設置されるハラスメント全学調査委員会（調査委員会）における、特定の文書の取扱い等に係る保有個人情報の開示を求めるものであるため、原処分に当たっては、東北大学において上記各委員会の事務を行うこととされている人事給与課労務管理係（組織変更に伴い人事課職員第1係から名称変更）において、本件請求保有個人情報に該当する可能性がある情報の探索を行い、その全てを開示決定等の対象としたものである。

イ 異議申立人は、本件対象保有個人情報の特定に疑義を述べているが、諮問に当たって改めて行った探索においても、本件対象保有個人情報の外に開示請求の趣旨に沿う保有個人情報の存在は確認されなかった。また、本件請求保有個人情報の性格上、他の部局等に該当の情報が記録された文書が保管されているとすべき事情も認められないので、諮

問庁としては、原処分における保有個人情報の特定は妥当であったと判断するものである。

ウ なお、本件に関連するハラスメント事案としては、特定日A以前のX氏のハラスメント申立てに係る調査事案（以下「特定調査事案」という。）の外に、意見書においても言及されている異議申立人のハラスメント申立て（「調停」による解決を希望）に係る調停事案（以下「特定調停事案」という。）があり、各申立てはほぼ同時期に行われていた。そこで、特定日B開催の防止対策委員会にて、特定調停事案の申立人と特定調査事案の相手方が同一人物（異議申立人）であり、さらに、特定調停事案の相手方と特定調査事案の申立人が人物は違うものの全て同一組織に所属していることから、並行して手続を行うのは困難であること、調停と調査の手続の性質や手続に必要なと思われる時間を考慮すると、調停の手続を優先して行った後に調査事案を進めた方がいいのではないかとの考えから、特定調停事案を先に進めることとされた。

その後、特定調停事案の進行を確認しつつ特定調査事案の手続を開始することとなったが、調査委員会は原則として2か月以内に調査を終了し、調査結果を防止対策委員会に報告することとされているところ、上記の事情から既に相当の期間が経過していたため、特定日Cに開催された調査委員会において、申立て以降の状況も確認するため、X氏に当初の申立て以後の実情も含めて申し立てたいことを時系列で箇条書きにまとめ、追加で提出するよう要請することを決めたものである。

上記経緯のとおり、「特定日A付けX氏申立書」は、調査委員会側からの要請を受けた形で提出されたものであるため、異議申立人のいう「不備」については特に問題となるものではなく、防止対策委員会及び懲戒委員会で議論や検討の対象となることもなかったものと判断される。

(2) 本件対象保有個人情報の作成、取得の経緯及びその内容等に鑑みれば、上記諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、東北大学において本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められず、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当である。

### 3 本件不開示部分の不開示情報該当性について

#### (1) 別紙の3①に掲げる部分について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の不開示情報該当性について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説

明する。

懲戒委員会のような、事案の処理に関わる学内の委員会の場合、その判断の適切性を担保するため、委員に対する外部からの働き掛け等を極力排除することが必要と考えられ、東北大学においては、制度上又は事案処理の過程等で知り得ることとなる場合を例外として、委員の氏名等については事案の当事者に対しても秘密保持が図られている。事案の処理中はもとより、事案の終了後であっても、事案の処理に関して委員に対する批判、責任追及がなされるおそれがあり、これを避けようと、今後、委員が委員会での審議等における踏み込んだ発言や事案に係る検討をちゅうちょする、負担の重さを理由に就任を固辞するなどといった事態が生じると、懲戒処分の実施等における委員会審議による適切性の担保という制度の形骸化を招くおそれがあることから、懲戒委員会委員の氏名等（事案処理の過程等で知り得ることとなったもの及び公表されている情報から個人の特定が可能である役職指定の委員に係るものを除く。）が記載された部分は、法14条5号へに該当すると判断したものである。

イ 当該部分を開示すると、懲戒委員会における審議に影響を及ぼし、ひいては人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある旨の上記諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分は、法14条5号へに該当し、同条2号及び4号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

## (2) 別紙の3②に掲げる部分について

ア 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該部分については、法14条2号に該当するとして不開示としたものであることである。

イ 当該部分は、異議申立人の事案と関係のない、別の申立人及び被申立人に係る事案に関するものであって、異議申立人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められず、法12条1項に規定する開示請求権の対象ではないことから、これを不開示としたことは、結論において妥当である。

## (3) その余の部分について

ア 当該部分のうち、議事等について記載された部分については、異議申立人にとって既知の情報又は容易に推測が可能な情報がごく簡略に記載されているのみであり、また、それ以外の部分は議事録における一般的な記載項目等が記載されているのみで、審議の内容に関する具体的な情報は含まれていないことから、これを開示することにより、同委員会における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすお

それ、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれはいずれも認め難い。

イ また、当該部分のうち、氏名が記載されている部分については、法14条2号本文前段に該当するが、これは事案処理の過程等で知り得ることとなったもの及び公表されている情報から個人の特特定が可能である役職指定の委員に係るもののみであることから、同号ただし書イに該当し、いずれも同号の不開示情報には該当しない。

ウ 以上のことから、当該部分は、法14条2号、4号及び5号へのいずれにも該当せず、開示すべきである。

#### 4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求に対し、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を法14条2号、4号及び5号へに該当するとして不開示とした決定については、東北大学において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは妥当であり、また、異議申立人が開示すべきとする部分のうち、別紙の3①に掲げる部分は同号へに該当し、同条2号及び4号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であり、別紙の3②に掲げる部分は異議申立人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められないので、不開示としたことは結論において妥当であるが、別紙の3（①及び②）に掲げる部分を除く部分は同条2号、4号及び5号へのいずれにも該当しないと認められるので、開示すべきであると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

## 別紙

### 1 本件請求保有個人情報

従前に開示された「特定日A付けX氏申立書」につき、a) 申立人の署名が欠如、b) 氏名のふりがな無記入、c) 生年月日無記入、d) 性別無記入、e) 職名無記入、f) 電話番号FAX番号とも不完全、g) メールアドレス未記入、h) 字体及びフォントと字間スペースが別人の申立書と同一と認められ、申立書の要件欠落、記載様態から見て本人以外の作成が疑われるため、下記に示した保有個人情報を請求する。

請求1 「特定日A付けX氏申立書」が東北大学ハラスメント全学防止対策委員会に提出し受理された様子が分かる一切の文書。議事録、メモ類を含む。

請求2 「特定日A付けX氏申立書」の上記a-hの不備につき東北大学ハラスメント全学防止対策委員会で何らかの指摘ないし審議がなされたと思慮される。その具体的内容が分かる一切の文書。特に議事録、連絡文書。“同申立書に起因する調査”の報告前、報告時及び報告後に分けて審議等文書の特定を求める。

請求3 「特定日A付けX氏申立書」が東北大学ハラスメント全学調査委員会に提出し受理（付託）された具体的内容が分かる一切の文書。議事録、メモ類を含む。

請求4 「特定日A付けX氏申立書」の上記a-hの不備につき東北大学ハラスメント全学調査委員会で何らかの指摘ないし審議がなされたと思慮される。その具体的内容が分かる一切の文書。特に議事録、連絡文書。

請求5 「特定日A付けX氏申立書」が東北大学懲戒委員会に提出し受理（移送）された具体的内容が分かる一切の文書。議事録、メモ類を含む。

請求6 「特定日A付けX氏申立書」の上記a-hの不備につき東北大学懲戒委員会で何らかの指摘ないし審議がなされたと思慮される。その具体的内容が分かる一切の文書。特に議事録、連絡文書。

### 2 本件対象保有個人情報が記録された文書

文書1 特定日A 特定時刻メール

文書2 特定日A 特定時刻メール 添付ファイル「ハラスメント申立書」

文書3 ハラスメント全学防止対策委員会（特定日D）議事メモ

文書4 ハラスメントに係る懲戒委員会への移送について（原議書・通知）

文書5 懲戒委員会 議事メモ

3 文書5について、不開示としたことが妥当又は結論において妥当であると判断される部分

- ① 懲戒委員会委員の氏名（事案処理の過程等で知り得ることとなったもの及び公表されている情報から個人の特特定が可能である役職指定の委員に係るものを除く。）が記載された部分
- ② 異議申立人に係るハラスメント事案以外のハラスメント事案に関する審議内容が記載された部分